

農地を貸したいとお考えの方！！

『農地中間管理事業』を活用しましょう！



大変お得です！

○ 1.5万円／10aの協力金が受け取れます。

①交付対象者：機構に農地を貸し付けることにより経営転換又はリタイアする農業者

②交付要件：所有する全農地（10a未満の自作地を除く）を10年以上機構に貸し付けること

③交付単価：1.5万円／10a（上限額50万円）

※令和2年度～3年度の単価。令和4年度～5年度は1.0万円／10aで上限額25万円

※遊休農地の所有者でも、所有する全ての遊休農地について、機構への貸付け意思を表明することで、遊休農地を除く農地が協力金の交付対象となります。

○ 固定資産税が1／2に軽減されます。

①対象者：所有する全農地（10a未満の自作地を除く）を、新たに、まとめて、機構に10年以上貸し付けた農業者

②軽減期間：機構への貸付期間が10年以上で3年間、15年以上で5年間

とても安心です！

納税猶予が継続されます。

○機構に貸付けを行った場合でも、相続税や贈与税の納税猶予が継続されます。

○詳しい内容は、事前に税務署へご確認ください。

○平成21年度以前から適用を受けている方は、特に注意が必要です。

賃料が確実に支払われます。

○受け手からの賃料の徴収は機構が行います。

○不作の年でも、毎年決まった時期に、機構が確実に賃料を支払います。

契約期間の終了時に農地は確実に戻ります。



詳しくはお近くの市町村、農業委員会、JAなどにお問い合わせください

公益社団法人新潟県農林公社（新潟県農地中間管理機構）

☎025-285-8442 【ホームページ】<http://www.nochibank-niigata.com/>

新潟県農林水産部地域農政推進課 ☎025-280-5292